

未来の学びを築くための 教育リソース権利ガイド

著作権・プライバシー・肖像権を理解し、価値ある教材を次世代へ

私たちの目標：権利問題を意識せずに学べる教育環境の実現



教育リソースの開発と利活用において、権利処理は不可欠です。

私たちの最終的な目標は、学習者が権利問題を心配することなく、自由に、そして安全に利用できる質の高い教材で構成された、豊かな教育エコシステムを構築することです。

このガイドは、その実現に向けた知識と実践的なツールを提供します。

理解すべき3つの権利の柱

教育リソースを扱う上で、特に重要となるのが以下の3つの権利です。
これらは、安全で効果的な教材開発の土台となります。



1. 著作権 (Copyright)

小説、音楽、絵画、写真など、創作された著作物を保護する権利。児童生徒の作品も含まれます。



2. プライバシー (Privacy)

個人情報のみだりに公開されず、自らコントロールする権利。



3. 肖像権 (Portrait Rights)

無断で自らの肖像を撮影・利用されない権利。学校活動の記録で特に重要です。

著作権の基本：譲渡できる権利と、できない権利

財産権 (Property Rights)

財産的な利益を保護する権利。一部または全部の譲渡・相続が可能です。

- 複製権
- 公衆送信権
- 翻訳権・翻案権 など

著作者人格権 (Moral Rights)

著作者だけが持つ一身専属の権利。譲渡・相続はできません。

- 公表権：未公表の著作物をいつ、どのように公表するか決める権利。
- 氏名表示権：著作者名（実名・変名）を表示するか決める権利。
- 同一性保持権：著作物の内容や題号を意に反して改変されない権利。

教育現場の特例：著作権法第35条「教育機関における複製等」

教育目的であれば、著作権者の許諾なしに著作物を利用できる例外規定があります。

許可されていること

- ☑ 対象者: 教育を担任する者、授業を受ける者
- ☑ 目的: 授業の過程で利用するため
- ☑ 行為:
著作物の複製（印刷、複写、録音、録画など）
遠隔合同授業での公衆送信（主会場から副会場への中継）
- ☑ 複製が認められる範囲での翻訳、編曲、翻案

注意点（適用されないケース）

- ⚠ ドリルやワークブックなど、購入を前提とする教材の複製
- ⚠ 授業目的を超えた放送番組のライブラリー化
- ⚠ 著作権者に不当な経済的不利益を与えるおそれがある場合

デジタル時代の新常識：授業目的公衆送信補償金制度

遠隔授業の普及に伴い、授業の過程で必要な著作物を円滑に利用するため、著作権法が改正されました。

制度の概要

教育機関の設置者が、指定管理団体 SARTRAS（サートラス）に補償金を支払うことで、個別の許諾なく、幅広い著作物をオンライン授業（予習・復習用のメール送信、オンデマンド授業など）で利用可能になります。



補償金の年額（児童生徒等1人当たり）

機関種別	金額
大学	720円
高校	420円
中学校	180円
小学校	120円
幼稚園	60円

注：2021年現在。今後変更される可能性があります。

プライバシーの保護：OECD 8原則を理解する

プライバシーの概念は、「私事をみだりに公開されない権利」から、情報化社会に対応した「自己の情報をコントロールする権利」へと進化しています。その国際的な基準がOECDの8原則です。



収集制限の原則

収集は適法・公正な手段で、本人の同意を得る。



データ内容の原則

データは利用目的に沿い、正確・最新に保つ。



目的明確化の原則

収集目的を明確にし、その範囲内でのみ利用する。



利用制限の原則

本人の同意や法令なく目的外利用はしない。



安全保護の原則

紛失、不当なアクセス、破壊、改ざんなどから保護する。



公開の原則

データ管理の方針を公開し、透明性を確保する。



個人参加の原則

本人が自己のデータに関与（確認、訂正、削除）できる。



責任の原則

データ管理者は原則遵守の責任を負う。

肖像権への配慮：学校活動における実践的注意点

What is Portrait Rights?

法律に明文化されていませんが、判例で確立された「自らの肖像を無断で撮影・利用されない権利」です。プライバシー権の一部として特に重要視されます。

学校現場での具体的な対応



許可の取得：生徒の写真を撮影・利用（特に学外へ公開）する際は、必ず保護者の許可を得る。（未成年の場合は必須）



個人が特定できない工夫：公開する写真や映像では、顔にぼかしを入れるなど、個人が特定できないよう配慮する。



対象：授業風景、運動会、文化祭など、すべての学校活動の記録が対象となります。

参考：パブリシティ権

著名人などの肖像が持つ顧客誘引力を財産権として保護する権利。教育リソースでは通常問題になりませんが、区別して理解することが重要です。

実践編：価値ある教育リソースを構築・管理する

権利に関する知識を土台に、教育リソースを実際に「収集」し、「保管」し、「選定」し、そして「利用」するための具体的な注意点を解説します。これは、教育資産を未来へつなぐための戦略的なプロセスです。



すべての基本：許可の取得と倫理的配慮



1. 許可書（許諾）の取得を徹底する

- 対象：著作権、プライバシー、肖像権、所有権など、関連するすべての権利。
- 推奨：教育委員会や学校単位で、標準化された許可書のフォーマットを準備し、記録・保管する体制を整えるべきです。

2. 教育的価値と社会的背景を考慮する



- 責任者の役割：リソースを流通・利用させる責任者は、権利や利益だけでなく、教育的な価値や文化的評価も十分に配慮する必要があります。
- 注意すべき事項：
 - 現在の社会通念上、公開が困難な事項
 - 人間関係や国際関係に配慮が必要な事項
 - データの安全保障上の問題

未来を見据えた保管戦略：短期利用と長期保存の分離

データの価値と権利の有効期間に応じて、保管方法を戦略的に分けることが、文化の伝承において重要です。

① 現在、流通利用するコンテンツ (For Short-Term Use)

- 内容: 著作権、プライバシー等の許諾が有効な期間内に利用する資料。
- 目的: 日々の教育活動での活用、共有。
- 管理: 権利処理の状況や利用条件 (CCライセンス等) をメタデータとして明確に付与する。



現在

② 数十年後以降に利用するコンテンツ (For Long-Term Preservation)

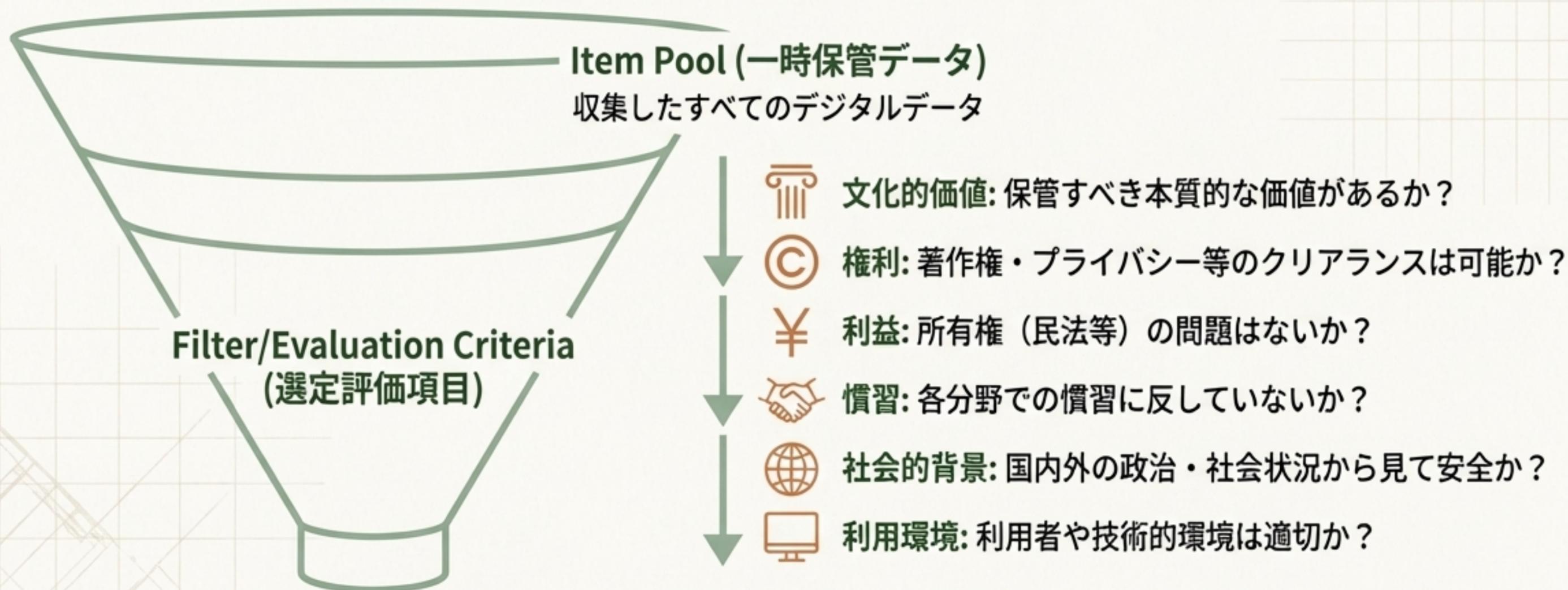
- 内容: 歴史的・文化的な価値が高く、長期保存すべき資料。
- 目的: 文化の伝承、未来の研究や学習への貢献。
- 管理: 将来的に著作権 (財産権) などが消滅し、より自由に利用できるようになることを想定して保管する。

未来



リソースの選定：何を残し、どう条件付けするか

収集した資料は、多角的な視点から評価し、保管の適否と利用条件を判断します。



伝承デジタルアーカイブ (Managed Digital Archive)
選定され、利用条件（例: CC0, 校内限定など）が付与されたデータ

知の可能性を解き放つ：オープンライセンスの活用

AIによる解析など、将来の高度な知的処理を発展させるためには、権利の制約がないデータが不可欠です。権利者が自らの意思で権利を放棄または利用を許諾する「オープンライセンス」の活用が、今後の「知の増殖型サイクル」の鍵となります。

1. クリエイティブ・コモンズ・ライセンス (Creative Commons)

著作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って良いですよ」という意思表示をするための、世界的なツール。



「知的創造の促進」
(Promotion of Intellectual Creation)

2. 自由利用マーク (Free Use Marks)

文化庁が示す、日本の教育現場などで著作物を自由に利用してもらうための、意思表示マーク。

クリエイティブ・コモンズ：意思表示の選択肢

CCライセンスは、4つの基本要素の組み合わせで構成されます。作品の利用条件を柔軟に設定できます。

 BY (表示) : 作品のクレジットを表示する

 NC (非営利) : 営利目的での利用をしない

 ND (改変禁止) : 元の作品を改変しない

 SA (継承) : 元の作品と同じライセンスで公開する

究極のオープン化: パブリック・ドメイン・ツール

 CC0 (シーシー・ゼロ) : 著作権を完全に放棄し、パブリック・ドメインに提供する。利用者が最も自由に活用できる。

Icons	License	Description
	CC BY	クレジット表示を条件に、改変や営利目的利用も可能な最も自由なライセンス。
 	CC BY-SA	クレジット表示と同一ライセンスでの公開を条件に、改変や営利目的利用が可能。
 	CC BY-ND	クレジット表示と改変禁止を条件に、営利目的での共有も可能。
 	CC BY-NC	クレジット表示と非営利を条件に、改変や再配布が可能。
  	CC BY-NC-SA	クレジット表示、非営利、同一ライセンス継承を条件に、改変や再配布が可能。
  	CC BY-NC-ND	クレジット表示、非営利、改変禁止を条件に、再配布が可能。

教育現場のために：文化庁「自由利用マーク」の活用

著作者が自身の著作物を教育目的で広く使ってもらいたい場合、文化庁が示すこのマークで意思表示ができます。



プリントアウト・
コピー・無料配布OK

1. 「プリントアウト・コピー・無料配布」OKマーク

そのままの形での複製・配布のみ。改変や翻案は不可。



障害者のための
非営利目的利用OK

2. 「障害者のための非営利目的利用」OKマーク

障害者利用目的に限り、コピー、送信、改変、翻案など、あらゆる非営利利用を許可。



学校教育のための
非営利目的利用OK

3. 「学校教育のための非営利目的利用」OKマーク

学校の活動で使う場合に限り、コピー、送信、配布、改変、翻案など、あらゆる非営利目的利用を許可。

このマークが付けられたリソースを積極的に活用・創出することが、日本の教育の未来を豊かにします。